

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和8年3月

富山県小矢部市

目 次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項	2
5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	3
6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	4
7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	4
8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	5
9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項	5
10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	6

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による 農山漁村の活性化に関する方針

小矢部市は、富山県の西端に位置しており、総面積は134.1 km^2 となっています。北部から南西部にかけては山地ならびに中山間地、東部から南部にかけては砺波平野の一角を成し、石動・津沢の両市街地を除いて全般に散居市ののどかな景観が広がります。砺波平野を貫流する小矢部川に育まれた穀倉地帯であり、古くから小矢部川を利用した水運の発達により、加賀藩の藩倉が置かれたことから、宿場町・城下町として栄えてきました。

しかしながら、市内における圃場整備率は中山間地域の一部以外はほぼ100%に達しており、認定農業者、特定農業団体や集落営農組織の育成を図っているものの、兼業農家の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、農業生産力の向上の為に生産基盤の保全管理・整備を図る必要があります。

他方、令和6年3月に策定された小矢部市地球温暖化対策実行計画では、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で46%以上削減、2050年度までに実質ゼロと設定し、各種取り組みを推進しています。その1つとして再生可能エネルギーの活用を掲げており、市内においては、太陽光発電、風力発電、中小水力発電に関する導入ポテンシャルが見込まれております。合わせて、気候変動の影響への適応の取り組みとして、環境保全型農業直接支援事業や土地改良による農業生産基盤の整備・強化を行う事などを掲げて取り組んでいます。

このように再生可能エネルギーの導入や気候変動への適応を進めていくとともに、豊かな自然環境と生活の営みにより形成されてきた景観の継承を第一に据え、自然環境と景観との共存を前提として、本市が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを活用していくことは、二酸化炭素等の温室効果ガス削減のみならず、農山漁村の活性化と持続的発展を促す経済貢献の面でも大きなメリットがあります。

以上のことから本市は、自然環境と景観との共存の下、再生可能エネルギーを有効に活用し、発電事業と共生した農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことにより、地域の農山漁村の活性化を図るものとします。



2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		
1号機	小矢部市嶺字石山谷40 小矢部市嶺字石山谷41	山林	牧場	400 ㎡	(予定)
2号機	小矢部市西中野字番場山2 小矢部市西中野字番場山3	牧場	牧場	400 ㎡	(予定)
3号機	小矢部市西中野字津部田3 小矢部市西中野字津布田4	牧場	牧場	400 ㎡	(予定)
4号機	小矢部市田川字稲葉18	牧場	牧場	400 ㎡	(予定)
5号機	小矢部市法楽寺字口山402 小矢部市法楽寺字口山404 小矢部市法楽寺字口山405	牧場	牧場	400 ㎡	(予定)
変電所	小矢部市西福町521番1 小矢部市西福町521番3 小矢部市西福町525番1	田	田	1,648㎡	(予定)

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
a	風力発電	22,500 kW	4,500kW 級を 5 基整備

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
—	なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

本基本計画の策定に際し、市では「小矢部市農山漁村再生可能エネルギー協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、対象となる地域の住民や農林漁業団体からの意見をとりまとめました。

協議会での議論を踏まえ、下記に示す活動を通じ、地域の農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与する事業に取組みます。

また、取組を実施するための原資として、設備整備事業者からの拠出（事業収益の一部拠出、事業会社またはその関連会社からの人的リソースや資金の一部拠出等）を活用するとともに、地域住民団体や農林漁業団体、設備整備事業者、学識経験者及び小矢部市で構成する協議会において事業の実施及び進行管理を行い、必要に応じて事業の見直しを行いながら、農山漁村の地域振興を目指すこととします。

さらに、設備整備事業者は、開発工事、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元企業や団体等に委託することにより、地元企業の雇用・活性化に寄与することとします。

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組	備考
1. 地域の農林業への寄与	
①農地（林地含む）の維持保全 ②持続的な農業経営への支援 ③遊休農地の有効活用 ④農村環境の保全、里山林の整備（景観の維持） ⑤森林資源の利用 ⑥林道・作業道の整備 ⑦有害鳥獣対策への支援等	
農林漁業の健全な発展に資する取組以外の望ましい取組	
2. 脱炭素への寄与	
小矢部市地球温暖化対策実行計画における、二酸化炭素排出量を2013年度比▲46%以上を目標とし、公共施設への再生可能エネルギーの地産地消を目指す。	
3. 本市の維持・発展への寄与	
①農産物のPRや販売促進イベントへの支援 ②観光資源としてPRする取組への支援 ③地元住民が楽しめ、守り続けられる祭りやイベントの開催への支援 ④観光資源としての風力発電の活用 ⑤地域ブランドにつながる新たな特産品の開発への支援 ⑥地域の特色ある農産物等が購入できる施設整備への支援 ⑦食文化を広く周知する取組への支援 ⑧6次産業化への商品開発への支援 ⑨自然環境保全に係る環境学習・意識啓発の促進 ⑩市内リソースの活用、建設工事やメンテナンスに伴う雇用の創出 ⑪輸送路工事に伴う道路網の整備 ⑫暮らしの質の向上や防災基盤の整備等	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

本風力発電設備については、総出力が 22,500kW であることから、環境影響評価法や富山県環境影響評価条例の対象事業ではありません。

しかしながら、発電設備を設置する対象地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮します。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

景観法および富山県景観条例に適合し、気候風土に適した形で農林業を営み、その中で地域固有の個性ある景観が築かれていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うこととします。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

本市における農林漁業の健全な発展に資する再生可能エネルギー発電設備の導入目標値は、令和12年度（2030年度）までに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電等の再生可能エネルギー発電設備22,500kWを導入することを目指すものとします。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記（1）の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、協議会に報告することとします。

協議会においては、認定設備整備計画の進捗を確認し、目標年度までに目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

(1) 発電設備の撤去

設備整備事業者は、風力発電設備の運用を責任もって行うほか、適切な更新により継続的に本市の農林漁業の振興に寄与するものとしますが、事業を中止又は終了することとなった場合には、使用した発電設備を直ちに必ず撤去することとします。

(2) 土地の原状回復

使用した土地について、設備整備事業者は、関係機関と範囲と方法を相談の上、原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。

なお、設備整備計画は、原状回復に必要な資金を積み立てておくこととします。

(3) 設備整備計画の審査の留意事項

設備整備事業者から市に提出される設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、発電設備の撤去や原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、地権者と設備整備事業者との間の土地賃貸契約書等に記載されていることを確認することとします。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、市の広報やホームページ等により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとします。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、市の是正の指導に従うこと等の条件を付すこととします。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととします。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

本基本計画の策定をもって、2. に記載の区域を設備整備区域に指定します。

(5) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加など、基本計画の改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮して適宜、基本計画を見直すこととします。

(6) 事故発生時の対応

事故発生時には、事業者は速やかな安全確保と関係機関への連絡、本市への報告義務、再発防止策を講じることとします。